

試験料金一覧表

＜ 特別評価方法認定のための試験業務 ＞

1. 特別評価方法認定に係る試験業務料

申請1件につき、次の表1の(い)の欄に掲げる認定の区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる額の合計額

表 1

(単位:円 税込)

(い)		(ろ)	(は)
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定		319,000	44,000
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定	構造の安定に関する性能表示項目として国土交通大臣が定めるものに係る認定	床面積の合計が 500m^2 以内のもの	407,000
		床面積の合計が 500m^2 を越え、 $3,000\text{m}^2$ 以内のもの	638,000
		床面積の合計が $3,000\text{m}^2$ を越え、 $10,000\text{m}^2$ 以内のもの	946,000
		床面積の合計が $10,000\text{m}^2$ を越えるもの	1,210,000
上に掲げる認定以外のもの		396,000	55,000
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定		506,000	55,000
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定		506,000	55,000

2. 次に掲げる場合の試験業務料は、前記1の規定に係わらず次に掲げる場合の区分に応じ、(1)から(3)に定める額とします。

(1) 建築基準法第68条の25第1項の構造方法の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に関する認定、評定又はこれらに類するもので国土交通大臣が認めるもの(以下において「技術的認定等」という。)を受けた特別評価方法(建築材料又は構造方法に係るものに限る)について認定を受けようとする場合

申請1件につき、表1の(い)欄に掲げる認定の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に2分の1を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計額を加算した額

(2) 技術的認定等を受けた特別評価方法(試験方法又は計算方法に係るものに限る)について認定を受けようとする場合

申請1件につき、表1の(い)欄に掲げる認定の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に3分の2を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計額を加算した額

(3) 1の申請において、表1の(い)欄に掲げる2以上の認定の区分について認定を受けようとする場合

それぞれの認定の区分に係る(ろ)欄に掲げる額((1)に規定する場合にあっては(ろ)欄に掲げる額に3分の2を乗じた額)の合計額及びそれぞれの認定の区分に係る(は)欄に掲げる額のうち最も大きい額の合計額を加算した額

なお、前記(1)(2)の技術的認定等に係る性能評価は、ビューローベリタスジャパン株式会社が行うものに限ります。